

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成30年1月19日（金）10:59～11:40
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

### ＜WG委員＞

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学名誉教授

### ＜提案者＞

古川 敬三 長崎県企画振興部長  
加藤 兼仁 長崎県農林部長  
内田 陽二 長崎県農林部林政課長  
前川 謙介 長崎県企画振興部政策企画課長  
綾香 直芳 長崎県農林部農業経営課長  
宮本 亮 長崎県農林部農政企画監

### ＜事務局＞

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官  
小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官  
久保 賢太郎 内閣府政策参与

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 国家戦略特別区域にかかる長崎県の提案について
  - 3 閉会
- 

○小谷参事官 それでは、4コマ目です。長崎県にお越し頂いております。

座長、よろしくお願いします。

○八田座長 遠方からお越しくださいまして、ありがとうございました。

それでは、早速御提案の御説明をお願いいたします。

○古川部長 長崎県でございます。本日は御説明をさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は長崎県の企画振興部長の古川でございます。隣が農林部長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

国家戦略特区につきましては、本県知事の中村が非常に強い思いを持っておりまして、自らこちらに参上をして御説明したいという意向を示しておりましたが、実は昨日知事選挙が告示されまして、今、選挙活動の真っ最中ということでございまして、御了承をいただければと思っております。

限られた時間でございますので、早速説明させていただきます。

まず、A4の資料の目次を御覧いただきたいのですが、中項目で13項目、小項目まで入れますと18項目を御提案させていただいております。それを概括して説明させていただきますので、A3の資料を御覧いただければと思っております。

大きく分けて、左右2つの提案をさせていただいております。資料の左側でございますが「外国人とともに成長する長崎県（平成の「出島」）」と題しまして、外国人材の活用に関する提案をさせていただいております。

まず、上段の国家戦略特区農業支援外国人材受け入れ事業の林業、水産業への横展開でございますが、農業分野の外国人材の活用につきましては、昨年度に本県からも提案させていただき、皆様方の御尽力によりまして法改正につなげていただいたところでございます。

同様の仕組みを林業、水産業にも横展開し、さらに、本事業が円滑に進むよう、労働者派遣法に基づく派遣期間制限の緩和あるいは年金制度の適用除外について提案をさせていただいております。

次に下段の、幅広い分野にわたるミドルクラス外国人材の受け入れでございますが、第一次産業に限らず、幅広い分野において外国人材を受け入れる新たな仕組みの構築を提案させていただいております。

基本的には農業の仕組みを拡大、発展させたものでございます。現行制度で就労が認められております専門的・技術的分野を担う人材と、非熟練人材であります技能実習生との間の業務を担う一定の実務経験を有し、即戦力となる外国人材をミドルクラス人材と位置付けまして、必要性のある分野について個別に審査した上で、在留資格を認定する仕組みの提案でございます。

今後ますます人口減少が進み、成長に必要な産業の担い手が不足してまいります。本県でも人手不足が顕著になってきております。幅広い分野において優秀な外国人材を確保し、積極的に活用しますとともに、送り出す側も安心して送り出してもらい、受け入れる事業者も外国人材の教育、スキルアップに努力する形をつくっていきたいと考えております。

外国人材もいずれ本国に帰られると思いますけれども、日本の事業者としては、こうして構築した信頼関係を活かし、海外市場をさらに積極的にとりに行くような姿を目指しているところでございます。

続いて、資料の右側になりますが、法人や民間事業体の新規参入を促し、農林業の成長産業化を図る長崎県についての提案でございます。

まず、所有者不明、未相続農地・林地の集約化についてでございます。農地、林地活用

の妨げとなっております所有者不明土地の流動促進のための提案でございますが、こちらは農林部長のほうから後ほど説明をさせていただきます。

次に資料右側の中ほどの農業の成長産業化に向けた取り組みでございますが、農業版のレギュラトリーサンドボックスの構築でございます。本県では諫早湾干拓地で大規模圃場の特徴を活かして、省力化など先進的な農業の実現を目指した取組みが進められております。こうした取組みをさらに推進するため、例えばロボットトラクターの夜間無人走行等の実証が可能となるようなエリアを設定し、先進的な技術の確立を進めてまいりたいと考えております。

#### このほか、機能性表示食品制度に係る生鮮農産

への活用推進、カモやイノシシなど、有害鳥獣の捕獲を推進するための狩猟方法の緩和やドローンを活用した新たな捕獲方法の構築、それから自衛官OBを活用した有害鳥獣の捕獲から、ジビエ、肥料としての利用までを想定した企業参入の促進。

また、下段になりますが、医療分野の規制緩和といたしまして、地域包括ケアシステムを推進するためのICT活用や臨床研修施設の拡充について、2点提案をさせていただいております。

本県といたしましては、これらの提案以外に水産分野など、引き続き知事を筆頭に、規制緩和の検討を積極的に進め、提案を予定しております。今後とも規制改革の姿勢を緩めることなく、地域、ひいては日本の産業成長に資する提案をさせていただければと考えております。

私からは以上でございます。引き続き、加藤農林部長から説明をさせていただきます。

○加藤部長 長崎県の農林部長をしております加藤と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうから、林業関係を中心に説明させていただきたいと思います。A4版の資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

上のほうに表題がありますとおり、法人や民間事業体の新規参入を促し、林業の成長産業化を図って、良質な雇用の場をつくるための所有者不明、未相続林地を含めた林地の集約化に関する提案でございます。

まずは平成31年度から国のほうで森林バンクの仕組みがスタートする予定となっております。中身については一番上のところに書いておりますけれども、市町村が森林所有者から委託を受けて、自ら森林を整備、管理する。または意欲のある林業事業体に貸しつけるという仕組みでございますが、これを円滑に進める上では、実は大きな課題がございます。

左側の現状と課題のところを見ていただければと思います。まずは、所有者でございますが、このところ木材価格が低迷する中で、森林に対する関心が低くなってしまって、所有者不明あるいは未相続の林地が点在し、あるいは増えている状況にあります。

その一方で、林業形態でございますけれども、右下の絵にありますとおり、木材の利用の範囲が広がっております、長期に安定的に事業ができる事業地で、生産性の高い林業

を展開したいという要望が強いのでございますが、なかなか所有者不明林地がネックとなって、施業の集約化が困難になっているという状況にございます。

それを模式にしたのが、左下の絵でございます。左下にありますとおり、道脇の事業地であれば、間伐で木材の搬出ができますが、その背後に所有者不明地がありますと、もちろんそこからは木材の搬出ができません。

さらには、そこの背後地に事業地があっても、所有者不明土地には道が作れませんので、背後地の事業地からも木材の搬出ができないという状況にありまして、集約化のネックになっているところでございます。

そのために、真ん中の赤で書いているところが今回の提案でございまして、3点提案をさせていただいております。

1点目が、所有者と管理者の特定を行うために、固定資産課税台帳を活用させていただきたいという提案です。

2点目が、所有者が特定できない場合には、納税者を事実上の管理者として運用していただきたいという提案です。

3番目が、所有者も管理者も特定できないような場合には、市町村の公示を経て、所有者・管理者不明の森林を委託・管理できるようにしていただきたいという提案でございます。

こういった提案を実現することによって集約化が進み、右側の目指すべき姿のところを見ていただきたいと思います。規制緩和による効果試算がございますが、施業管理地が3,000ヘクタール。これは50キロ圏内ぐらいの土地で確保できるような面積でございますが、これを10年間以上、民間事業体に貸し出すことによって、毎年素材生産量が1万5,000立米、木材売上が1億5,000万円、新規事業体の参入として、雇用者数が24人、関連産業として製材工場、チップ工場、バイオマス発電所でそれぞれ御覧のとおりの雇用が生まれるところでございます。

13ページを開いていただきたいと思います。併せて、民間事業体が参入しやすいような仕組み作りも取り組んでまいりたいと考えております。

左のほうを見ていただくと、例えでございますが、林業事業体と建設業の強み、弱みがございます。そこを組み合わせることによって、ちょうど真ん中の絵にありますが、林業と建設業の共同事業体を創設して、労働力あるいは資機材の相互利用も進めてまいりたいと考えているところでございます。

こういった仕組みをそろえながら、今回の提案でございます。14ページを開いていただきたいと思います。ここからが具体的な提案でございまして、まずは一番上の表題にありますとおり、土地所有者、管理者の確認をするための固定資産課税台帳データの活用による林地台帳の整備促進を図らせていただきたいと思っております。

左下の現状のところに書いてありますとおり、林地台帳は法務局の登記図簿等を基につくられております。そのために、なかなか精度は高くないのが現状でございます。この精

度を上げるために、固定資産課税台帳の活用が必要ですが、これが森林法、地方税法の規定によりまして、個人情報保護の観点から、平成24年4月1日以降に新たに土地所有者になった者の情報に限って活用できることとされているところでございますが、これは民有林の0.7%にすぎないところでございます。

右側の規制緩和の提案のところを見ていただきますと、委託者を掘り起こすための情報提供に限って、固定資産台帳のデータを活用させていただきたいというのが、まず1つ目の提案でございます。

15ページでございます。2点目の提案でございます。左下だけ説明させていただきますが、現状のスキームと解決策の、赤で書いている課題のところを見ていただきたいと思います。

森林所有者である登記簿上の本人又は法定相続人が特定できない場合、市町へ委託できないような状況にあります。そのために、右の黄色のところに書いてありますが、解決策として、事実上の管理者として、固定資産税の納税者、例えば、納税しており、10年以上平穏に管理している者が市町へ森林管理を委託し、民間事業体による間伐等ができるよう緩和をお願いしたいという提案でございます。

16ページをお願いいたします。3つ目の提案でございます。これも解決策と新たなスキームのところを見ていただきたいと思います。その課題のところでございますが、森林所有者である登記簿上の本人又は法定相続人、さらには固定資産税の納税者も特定できない場合もございます。

その場合には、解決策とありますけれども、市町村が所在不明の所有者に対して登記を求めるとともに、登記されない場合には市町村が立木の伐採・処分権または林地の使用収益権を設定する旨を公示して、県知事の裁定を受けて、委託・管理できるように緩和する。その一方で、一番下の矢印の右側に書いてございますが、将来のトラブル防止の対応の組織も作るという提案でございます。

日本の場合には、民法の所有権が本当に強過ぎる状況にございます。こういった取組みで少しでも所有と経営を分離して、民間企業が活躍できる場をつくっていただきたいという提案でございます。

17ページはその手順でございますので、これは説明を省略させていただきたいと思います。

18ページをお開きいただきたいと思います。農地関係でも同様に、所有者不明、未相続の農地がふえてきているところでございまして、ここに法人、民間企業体が参入するためには、民間企業体は長期の利用権の設定が必要になってまいりますし、あるいは、優良農地でないと、条件を整備した農地でないと、やはり入ってまいりません。

そのために、提案1で、事実上の管理者の同意で長期の利用権の設定をお願いしたい。

提案2で、条件整備をお願いしたいという提案です。

提案3で、土地改良法に基づく大規模な農地の基盤整備で緩和はされておりますが、換

地手続の緩和あるいは権利の移転登記をさせていただきたいという提案。

提案5で、やはりトラブルが考えられますので、それらの対応組織の提案でございます。

こういった提案を今回、林業、農業関係でさせていただいているところでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○八田座長 御説明をどうもありがとうございました。

初步的なことで済みませんけれども、まず、固定資産課税台帳で税を払っている人と、所有者が違うという場合があるということですね

これはどういう形で生じるのですか。所有者でない人が税を払っているというわけですね。

○加藤部長 一番多いのは、相続が発生して、田舎ですので、相続人が1人は残っているのですが、ほかは全員外に出てしまっていて、もうどこに行っているかわからない。一番多いのは、相続人が1人は残っているのだけれども、その人があとは管理をして、税金だけは払います。それ以外の相続人はどこに行っているかわからない。相続登記はしていないというのが一番大きなところですが、さらには相続人そのものも地元にいなくなってきたという状況もあって、その親戚の人とか、そこの関係者が税金だけを払いましょうかということでやっているような事例が多いところでございます。

○八田座長 税は払っているわけですね。

今、特区以外のところでもこの提案はよく聞きますけれども、これは法務省なり何なりはどのように言っているのですか。これもかなり話は進みつつあるのですか。それとも、全く動かないのですか。

○加藤部長 農水省のほうで、土地利用関係の検討会が開かれておりまして、長崎の場合、林業と農業とそれぞれでやっているところでございます。

農業のほうは、長崎県が検討委員の中で手を挙げて選ばれましたので、その中で提案をいたしております。

ただし、所有権がありますから、利用権の設定の範囲内だけしかまだできませんと。今、検討されているのは、利用権は、今は民法上5年間になっているところを、10年程度までは延ばしましょうかというところまでは改正法案に入れてもらったのですが、やはり条件整備、暗渠を入れたり、不整形なところを整備したり、あるいは、農地と農地の間にある石垣を撤去するとか、そういうところは、所有権に係ることだからできませんと言われました。

もう一つ、林業のほうは、私どもはその委員の中には入れませんでしたので、林野庁のほうにこういう提案だけはさせていただいているところですが、やはり所有権がありますのでという御回答で、今のところ森林バンクの中でできますのは、所有者か、または最低でも相続人1人の同意で委託ができますというところまでは検討していただいていますが、その所有者もわからないとき、相続人が1人もわからないときはだめですという返答に今、なっているところでございます。

○八田座長 もし1人いるときには、何年ぐらいの投資をしてもいいですか。管理するときにです。例えば50年間使ってもいいということは、期限はどうなっていますか。

○加藤部長 そこの制度設計については30年度中に詳細を詰めていくというところで、まだまだです。

先ほど言いましたとおり、民間事業体であれば長期の、安定的に事業を確保しないと人も雇えない状況にありますから、私どもは最低でも10年。あるいは、本当は30年ぐらいは欲しいところではあるのです。

○八田座長 ここではとにかく、とりあえず10年を目標にして、先ほどの木の切り出しみたいなことができるよう。そこに作業道などを作ってもいいということができるようについてのことですね。

そうすると、幾つかの段階があると思うのです。まず、固定資産課税台帳を使うこと 자체もハードルがあるわけだから、まずはそれはクリアしましょうと。

次に、まず固定資産税がかからない林地はいっぱいありますね。

○加藤部長 はい。あるのです。

○八田座長 固定資産課税台帳もそもそも誰も名前の記載がないかもしれませんね。

○加藤部長 16ページの背景の真ん中のところにありますとおり、土地の課税標準額が30万円未満であれば固定資産税は非課税になっておりますので、面積が概ね1.7ヘクタール未満であれば実は非課税なのです。

そういう私有林が1万3,000ヘクタール。本県全体で9万ヘクタールありますので、約2割程度は、実は固定資産課税台帳を使ってもわからない可能性が確かにあります。ですから、こういう提案をさせていただいている。

○八田座長 そうすると、まず、固定資産課税台帳を使うという改善ができるだけで、農地の場合の暗渠のような投資は特にないかも知れないから、10年でもそれなりに木を切り出せるというメリットがあると思うのですが、それで助かる割合は何割ぐらいですか。

要するに、固定資産課税台帳も結構それなりのハードルがあると思うのですが、もう一つ、次の段階でもっとハードルがあると思うのです。固定資産課税台帳だけでもやる価値があるのかということです。

○内田課長 8割ぐらいはカバーできます。

○八田座長 そうすると、まずはそこが第1ハードルですね。

わかりました。それでは、あとは事務局で何かありますか。

○村上審議官 今、議論に出たとおりで、まず、固定資産課税台帳の参照は伝統的に難しい課題でございますので、これだけでも相当な成果が出るであろうということに加えて、もう一步踏み込んで、強制的に民法上の所有権にオーバーライドするような、そのかわり県がやるからもういいのだろうと。これはこの方向の相続不明地が急激に増加することを考えると、ものすごくニーズがありますけれども、民法本則にかかる話になるでものすごく難しくて、多分、国家戦略特区みたいなところがチャレンジしないと、一般即で行つ

ても絶対に勝てないだろうと思われる論点でございます。

○八田座長 その場合にはむしろ、固定資産税台帳はどうでもいいわけですね。

○村上審議官 逆に言うと、最後まで行ってしまえば。

ただ、これはかなり乱暴なスキームでございますので、どこまでこちらでやってしまうかというところはございますから、両方あったほうがいいとは思いますけれども、論理的にはカバーできてしまします。

○八田座長 しかし、そこの県なり市なりが管理するところが、所有権まで主張する必要はないわけですね。その10年間の使用権だから、地代を積み立てていて所有者が現れたら払うことにはすればいい。私は民法の強さが余り理解できないのかもしれないけれども、所有権まで全部とってしまうのとは違うんじゃないでしょうか。

○村上審議官 多分、民法的に言いますと、所有権が及んでいるものについては、何をどう使って、どう利用しようが、それは全て所有者が専ら管理すべきものであるという発想になります。

もう一つの代替案としてあり得るのは、強制的に信託をさせる。信託に持ち込みますと、所有権はとられるかわりに、受益権に必ず置きかわります。所有権がこちら側に行きますから、今度は完全に、その土地の上のものをどう使おうが信託を受けた側の自由になります。

多分、ここで本当に事実あるのは、その真ん中ぐらいのところなのだろうと思いますが、これが片方は民法という大法律の一般原則に縛られているので、この中間領域に誰もチャレンジできていないというのが現状であるというのが自分の理解です。

○八田座長 これはものすごく、これから必要度が高まるわけです。

○村上審議官 ある意味、非常に根本的な御提案ではないかと思います。

○八田座長 久保さんはどういう御意見ですか。

○久保参与 久保と申します。

今、お話を聞きしていて、これは所有権に関するところがかなり多くて、所有権は民法の大原則の一つで、法律家としても、所有権はそのものの全てを支配する権利で、利用権は当然ですけれども、そういった場合、非常に強力な権利です。

ただ、それがわからないからと放置していると、いろいろと問題が、都合がよくないことが起こってきますので、可能な限り利用権の設定が、どういった枠組みで、この中で実現できるのかということを考えていきたいと思います。

○八田座長 権利を主張する人が、ある意味で義務を果たしていないわけですね。

ですから、その義務を果たしていない間は信託をしようと、普通の人間だったら思いますがね。

ということは、農地のところも大きな問題なのだけれども、とりあえずは林地でやってみるというのが必要でしょう。作戦上の順番として、まず林地。もし、うまくいけば、あとで農地ということでしょうか。

○村上審議官 知事まで含めて、この課題を担ごうという方はなかなかいらっしゃらないので。

○八田座長 そういうことですね。すばらしいですね。

それでは、それは何とかやってみようと思います。

時間はあと5分ぐらいいいのですか。

○村上審議官 大丈夫です。

○八田座長 そうしたら、鳥獣被害のところについて。これも日本中で抱えている問題だと思いますので、先ほどの外国人を農地に入れるというのはさんざん議論して、いろいろ聞いていたのですが、ここでの御提案は余りないものなので、ここについて詳しく説明していただけますか。

○加藤部長 資料のA4版の27ページをお開きいただきたいと思います。鳥獣関係で幾つか提案をさせていただいております。

現状のほうで説明させていただきたいと思います。

まずは鳥獣対策強化として、自衛隊のOB等を活用させていただきたい。それで企業参入を促進させていただきたいというところでございます。

現状のところでございますけれども、猟銃免許者が減ってきておるところでございますが、その一方で自衛隊の方たちは、退職自衛官、警官の多くは銃の実技はやっておるので、狩猟免許はお持ちではないという状況でございます。

こういう方たちを活用させていただいて、規制緩和の提案のところでございますけれども、自衛官のOB等の銃器の取扱経験が豊富な方については職場の証明書により、実技試験を免除するということにしていただければ、自衛官のOBの方たちの再就職先として警備会社が多いですけれども、警備会社に就職していただいて、その警備会社が今、国のほうで鳥獣被害対策の指定管理制度というものがございまして、公的に捕獲をするような制度ができておりますので、そこの委託先として、警備会社が委託できる、捕獲もできる、さらにはそれ以降の鳥獣の利活用まで進んでいけるのではないかということの提案でございます。

28ページでございますけれども、鳥獣の被害の中で、今までイノシシの対策が大分進んできたところでございますけれども、逆に鳥の被害が多くなってきているところでございまして、現状のところを見ていただきますと、法律の中で鳥獣の対策として、狩猟方法に制限がかけられております。つりばり、とりもち、かすみ網はダメです。なぜかというと、有用な鳥類を一緒にとってしまうからというところでダメですということなのですが、私どもには諫早干拓地等々ありますが、海辺のそばでありますと、夜飛ぶカモがございまして、そういうものをとるために、こういった方法もとらせていただいて、有用な鳥類が捕まったときには監視カメラをつけていて、それを逃がすような取組みもやっていきたい。あるいは夜、ドローンで監視をしていて、それをセンサー等で確認して、威嚇灯で追い払うということもやらせていただきたいという提案でございます。

それから、29ページ目を開いていただきたいと思います。これはイノシシをフル活用していこうと考えているところでございまして、ジビエの利用だけではなくて、肥料としても使おうということで、試験研究を今、やっているところでございますが、現状で、肥料取締法のところで、肥料とか土壤改良資材として使えるようなめどは立ってきているのですが、ガイドラインの中で利用ができないような状況になっておりますので、これを肥料あるいは土壤改良資材として利用できるようなガイドラインを策定していただきたいという提案でございます。

こういった形で鳥獣の捕獲、利用、フル活用まで進めてまいりたいという提案でございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

いい鳥も一遍に捕獲しても、そのうち、いいものは放してやろうというわけですが、それはかすみ網の話ですか。

○加藤部長 そうです。かすみ網が一番です。

○八田座長 ドローンを活用するのですか。

○加藤部長 その場合は多分ドローンでなくとも大丈夫かなと、私どもは思っています。餌場をつくって、寄せる場をつくって、そこにかすみ網を張って、そこに監視カメラをつけて、監視カメラでいつでも、携帯ででも見られるようにしておいて、捕まったら反応があって、そこで確認をする。

○八田座長 誰か夜通しで見ていないといけないのですね。

○加藤部長 そのところは、警備会社に委託したり、そういうところを考えているところです。

○八田座長 これは今までどこもやっていない提案です。

これは非常に簡単な監視カメラですね。それから、ドローンを使うというのは、かすみ網ではなくてどういうものですか。

○加藤部長 これは追い払いのほうを考えています。カモの被害地区がわかりますので、そこを自動でドローンを使って夜間巡回をするような形を。今、実は農業者の人たちが夜中に巡回をしているのです。ものすごい労力がかかっているところがありまして、それをドローンで巡回をして、センサーを付けておいて、そこで感知をしたらそこに飛んでいくて、また戻ってくる。

一種の掃除機のルンバみたいなところを、夜間の無人飛行をやらせていただきたい。

畑ですので、人は夜中いませんので、危険性がないということです。

○八田座長 わかりました。

それから、最後の土地改良剤として使えない規制というのは、どういう根拠ですか。

○加藤部長 まだまだガイドラインがないということで、今まで使っていないということだと思われるのです。

○八田座長 今、病気が危ないということがあるのではないか。

○加藤部長 多分、飼料とかはそういうことが考えられるのですが、今のところ飼料まではできるようになっているのです。

○八田座長 飼料はいい。

○加藤部長 だから、その需要がまだ想定されなかつたというだけのことだったのではないかだろうかと私どもは思っているのです。

○八田座長 なるほど。そうすると、これも可能性がありますね。

それから、自衛隊ですけれども、どんな職業でも年寄りになつたらだめになつてしまう人が多いから、ここで試験を免除というのはよくわからないのです。ちゃんと撃てるのならば、試験をしてあげたほうが、その人にとつてもちゃんとできるという証拠になつていいくのではないかと思います。

○加藤部長 お年寄りではなくて、実は自衛官は早期退職者の方が多くいらっしゃいます。長崎県にも多くの方がおられて、その雇用の場が大変重要な課題になつてゐるところでございます。

○八田座長 警備会社は何で今、彼らをどんどん雇つて、免許を取らせて、やらないのでしょうね。

○加藤部長 警備会社も、仕事の場所だと思っておりますので、その仕事の場所を鳥獣対策で私どもは作つていこうと。

先ほど言いました捕獲する人たちが少なくなつてゐるものですから、公的な捕獲を進めていきましょうという制度ができました。ところが、その公的な捕獲をする事業体も実はなかなかできてこないところがございまして、そういうところに警備会社で雇つていただいて、公的な捕獲を請け負つていただこうということで、仕事を作ることと併せて雇用していただこうということ。

○八田座長 ということは、今でも公共団体が警備会社に請負事業を発注すれば、できるはずなのではないですか。

○加藤部長 そこには、やはり資格者が要るというところがありますので。

○八田座長 それは、資格さえ取らせてあげれば、雇つてあげるのならば取りなさいよと言えばいいじゃないですか。

○加藤部長 ここは、そこを後押しするという意味だと思っております。

○八田座長 それは、むしろちゃんと十分なお金を払つて、免許を取りなさいよと言うのが筋で、能力があるのかどうかのところをスキップするというのはまずいような気がします。

現状の試験が無意味なものならば、それはそれで指摘されて、こことここだけやればいいではないかとおっしゃつたらいいと思うけれども、そうではないと、ちょっと不安ありますね。

今、お話を伺つて、とりあえず後半の2つ、かすみ網だとかドローンで追い立てるだと

か、飼料として使ってもいいというのに、肥料や土地改良資材では使われていない。こういうことを何とかしてくれというのは、これからも追及していく価値があるように思いました。

○村上審議官 別途、事務局でも勉強しているのですが、警備会社の話を伺いました。結局、撃っているところだけ外注を受けても、なかなか商売として成立しないので何と自分でジビエと肥料の下流まで進出したいと。そうすると、単価が回収できますので、投資ができるようになります。そういう視点から規制を見ますと、やはり民間企業でございますから、まずは狩猟法が限定されている。これはコストのかかる殺し方を強要されると、採算が合いませんと。したがって、罠で肥料というパスを設けていただけないと、投資基準をクリアできませんと。

先生がおっしゃったとおり、自衛官OBのところは大体狩猟免許はコストだけでいうと1人20万ぐらいで取れます。ですが、やはり大量の効率的な人件費の中で人が採用できているのか、損益分岐点をどう超えるかという流れの中で、こういったメニューが出てきていると我々は理解をしてございます。

○八田座長 そうすると、むしろ罠ですね。

○村上審議官 そうですね。罠でとったものが肥料に流せると、とりあえず8割方、猟で回せるようになります。

○八田座長 今、罠だけの資格はないわけですね。

○村上審議官 ございません。

それは罠だけでやれるような簡易狩猟資格みたいなものが欲しいという提案は、ほかの自治体から個別案件としても出てございます。

○八田座長 それがかなり大きなポイントなのではないですか。

○村上審議官 そうしますと、ジビエでやるところは殺し方も含めてものすごく高度なところをやる。そこは高付加価値で、残りは安く効率的にさばけるとなると、この分野に市場参入できる地盤が整いますという話のようでございます。

○八田座長 罠で捕らえて、後で狩猟家が最後にとどめをさしますよね。だから、そこでは雇わなければいけないのですね。

○村上審議官 これは恐らく、結構とさつ処理の場所をどこでやるかという問題が別途出て来まして、これがルールであるようなないような大変難しい世界なのですが、罠で仕掛けて、とさつ処理をして肥料処理するための前処理をするという場所も、地元地元では結構、どこでやらせるのかやらせないのかという大変難しい調整があるのも、合理的にできればなというの、恐らくおありになるのだと思います。

○八田座長 企業側が望むのは何なのでしょうか。

○村上審議官 企業側が望むものは、そういう意味で、ほぼこれは似たような項目が出てきます。警察官と自衛官のOBを安く使いたい。それから、狩猟法の制限。

○八田座長 でも、安く使うのに。

○村上審議官 例えは免許も、本当は実技上は問題はないので、そのままみなしてパスしてもらえるとありがたい。

それから、狩猟法の制限を外していただければ、安い手口のものには安い猟法で、高価なジビエはしっかりとした体制できっちりそれぞれ当たれるようにしていこうという感じになってまいります。

○八田座長 わかりました。

私が思ったのは、狩猟法は恐らくいろいろ人を誤って撃ってはいけないとか、そういうことに関する訓練もあるのだろうと思ったのです。それは、戦地でやるものとまるきり話が違うと思ったのですけれども、とどめの一発だけやるというような制限をつけるのならば、自衛官でもそのまま追加の訓練なしにやってもいいのかもしれませんですね。

○村上審議官 あり得るかもしれないというのと、あと、自衛官の方をどう雇うかという問題があるものですから、あなたの免許はこちらに使えますよというセリフが恐らく採用時のインセンティブに双方にとってなるのだと思います。それで円滑に自衛官OBや警官OBの雇用が進むのであれば、雇用対策としてもぜひ進めたいというところもあるのかなと。

○八田座長 だから、それが嫌ならば、限定されたとどめの一発だけの資格を、自衛官ならばやってもいいですよということはあってもいいのではないかと思います。

○村上審議官 それはそれで喜ばれると思います。

○八田座長 わかりました。

いろいろと御説明をどうもありがとうございました。

久保さんは何かないですか。

○久保参与 大丈夫です。

○八田座長 どうもありがとうございました。